

# 米沢市「パブリック・コメント制度」実施要綱解説

## （目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定めることにより、政策形成過程における市民参画の機会を確保するとともに、市民等への説明責任を果たし、行政運営の公正性及び透明性を図り、もって市民等と行政との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

## 【考え方】

- ①従来から、類似した手法を取り入れてきた経過がありますが、この要綱の制定により、パブリック・コメント手続きの統一的なルールとして制度化するものです。
- ②「市民の多様な意見等を考慮した意思決定を行うしくみを確立」とともに、「意思形成過程における公正の確保と透明性の向上」を図ります。
- ③事前に提出されると見込まれる意見等に対する種々のケースを想定して内部で議論がなされる必要があります。この制度により、個々の事業の説明責任をより確実に果たす必要が生じますが、あわせて、職員の説明責任に対する意識を高める必要があります。
- ④本市の制度は条例で規定されたものではないため、この制度における市民の権利が付与（保障）されているというものではありません。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 本市の基本的な政策に係る施策（以下「施策」という。）の案（条例にあっては、条例の素案又は骨子をいう。以下同じ。）を公表した上で市民等から意見を募集し、それらの意見を参考として施策の決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する本市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第82条の2に規定する専修学校をいう。）に在学する者
  - ウ その他当該施策に利害関係を有するもの

## 【考え方】

- ①一般的な呼称として認知されつつある「パブリック・コメント」を用い、市民等へ広く周知を図っていくものです。

英語 public comment は、この手続によって一般から提出された意見を指すが、日本ではこの手続自体を「パブリック・コメント手続」と呼んで取り入れ、「パブリック・コメント」の形で手続と意見との両方を指すようになった。

国ではこの手続を 1999 年に閣議決定し、2005 年改正の「行政手続法」に定めた。閣議決定では「意見提出手続」と呼ばれていたが、「行政手続法」には「意見公募手続」とされた。全省庁で実施している。

- ②この制度に基づき意見等を提出できる「市民等」とは、幅広く多様な意見等を得るため、市内に在住、在勤、在学する人を明記していますが、その他にも利害関係を有するものとして、市内に事業所などを持つ個人、法人、団体等を対象としています。
- ③市民等以外からのこの制度に基づく意見等の提出があった場合は、市民等からの意見と同様に扱うことが好ましいと考えられますが、そうしない場合があっても差し支えないものとします。
- ④「意見」の提出には、当該事案に関係した重要な質問や有益な情報や専門知識の提供などが混在することが考えられますが、これらについても説明責任の範囲内にあるものとして同様の取扱いをしていきます。ただし、事案と全く関係のない意見等や単なる苦情等についてはそうしないことがあっても差し支えないものとします。

#### (対象)

第 3 条 パブリック・コメント制度の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改定
  - (2) 市民生活に密接に関連する重要な制度の制定又は改廃
  - (3) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する制度の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の額及び徴収に関するものを除く。）
  - (4) 宣言又は憲章の制定又は改廃
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。
- (1) 迅速又は緊急な対応を要するもの
  - (2) 軽微な変更と認められるもの
  - (3) 裁量の余地がないもの
  - (4) 審議会等がこの要綱に規定する手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき施策の決定を行うもの
  - (5) 施策の決定を行う際に、意見聴取等の方法が法令等に定められているもの
  - (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により直接請求された条例の案を議会に提出するもの

#### 【考え方】

(第 1 項関係)

①具体的に、計画等がこの制度の対象であるかどうかは、計画等を策定する担当課等がこの要綱の趣旨や規定に基づいて判断しなければならないことになります。勿論、適用しない場合の説明責任は担当課等が負うことになります。

②上記の判断にあたって、この制度の総括担当課(総合政策課)は、担当課等に対し、必要な助言や情報提供を行います。

(第1号関係)

③「市の基本的な政策に関する計画、指針等」とは、総合計画、個別行政分野における施策の基本方針や計画、その他のこれらに準じる計画等をいい、構想、計画、指針、宣言などで名称は問いません。例えば、国民保護計画、観光振興計画、工業振興計画、男女共同参画基本計画、障害福祉計画、環境基本計画、行財政改革大綱(集中改革プラン)などが考えられます。

④事業、施設・設備等の実施計画的なものは、その前段の事業計画等の方針を策定する段階でパブリック・コメントの手続きを経る必要があるものと考えられるため、対象とはしません。(二重の手続きは避ける。)

(第2号関係)

⑤「市民生活に密接に関連する重要な制度」とは、〇〇基本条例、まちづくり条例等のように、市政の基本方針等を定めるものや、情報公開条例や行政手続条例など市民生活に関係した重要な制度を定めた条例等をいいます。

(第3号関係)

⑥「市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する制度」とは、市民等に対し、「〇〇しなければならない」という義務を課したり、「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものです。例えば、景観や環境を保全するための条例等が考えられます。

⑦「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の額及び徴収に関するもの」は、地方自治法第74条において直接請求の対象とされていないことから、同法規定の趣旨(法第74条第1項本文括弧書きの解釈=地方税・分担金・使用料および手数料の賦課徴収に関する条例の制定または改廃については、直接請求が認められない。地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすおそれがあるからである。—引用—)に準じて対象から除外します。

(第4号関係)

⑧議会の議決を経て制定されている本市の各種宣言や憲章についても、新規制定と改廃に当たっては、この制度の対象とします。

(第5号関係)

⑨第1号～4号に該当しない計画等であっても、担当課等において必要があると判断すれば、第5号を根拠として対象事案とすることができます。

=====  
(第2項関係)

(第1号関係)

①「迅速又は緊急な対応を要するもの」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案等を議会に上程しなければならない場合や、この手続きに要する時間の経過によって、その事案の効果が損なわれると判断される場合は、その暇(いとま)がないとして除外することができます。

(第2号関係)

②「軽微なもの」とは、制度の大幅な改定や基本的な事項の改定を伴わないものをいいます。

(第3号関係)

③「裁量の余地のないもの」とは、内容が法令等に詳細に規定され、ほとんど裁量の余地のない場合をいい、除外の対象とします。

(第4号関係)

④付属機関である審議会等はこの制度を準用して、付属機関の名においてパブリック・コメントの手続きを実施し答申を行い、さらに、この答申を十分に尊重する形で計画等を策定する場合には、二重の手続きとなることから除外することができるものとします。

(第5号関係)

⑤「意見聴取等の方法が法令等に定められているもの」とは、計画等の策定、規制・制度の制定等に関して、公聴会の開催、計画答案の縦覧、意見書の提出などの手続きが法令により定められているものごとをいい、既に、意見聴取が保障されているものについては対象から除外することとします。例えば、都市計画法(都市計画案の公聴会)、建築基準法(建築協定の縦覧)などがあります。

(第6号関係)

⑥直接請求により上程された条例改正案は、形式的には市長の提案ではあるが、内容は市民による提案であり、改めてパブリック・コメントの手続きにかけるとは、直接請求制度の趣旨からふさわしくないものであるため、適用除外とするものです。

### (施策の案の公表)

第4条 市長は、施策を決定しようとするときは、あらかじめ当該施策の案を市民等へ公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により施策の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 施策の案の趣旨、目的及び背景
- (2) 施策を立案するに当たっての考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか参考となる資料

### 【考え方】

①「あらかじめ」とは、最終的な意思決定の直前のことをいいます。これは、意見募集を複数回実施すると、最初の意見に基づく修正部分を次の意見募集の際に別の意見により再度修正する必要が生じたりする可能性があり、制度を混乱させる原因となるからです。

②条例案など議会の議決を要するものにおいて「あらかじめ」とは、議案を上程する前の機会をいいます。パブリック・コメントを実施するに当たってのスケジュールやその概要について、事前に議会に報告する必要があります。

③公表する内容は、基本的に計画等の案そのものと、その概要及び説明資料とします。これは、市民等にとって、内容が分かりやすく、親しみやすいものとする 것과同時に、正確かつ十分な情報を提供するためのものです。専門的な知識を持った方ばかりを対象とするのではなく、広く市民等に理解していただくことを念頭において説明していく必要があります。

### （公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 意見等を募集する所管課、情報公開コーナー及び各コミュニティセンターにおける閲覧又は  
配 布

### 【考え方】

- ①計画等の案を公表する際には、市政に関心のある市民等ができるだけ情報を入手しやすいような方法を講じるべきであることを定めています。
- ②広報紙については、十分な紙面を確保することが難しいため、〇〇の事案についてパブリック・コメントを実施する旨の案内の記事に止め、詳しい応募方法や計画案等の情報はホームページ等に掲載することを中心とします。
- ③ホームページにおいても、担当課の窓口、情報公開コーナー及び各コミュニティセンターにおいて閲覧できる旨を掲示するとともに、議員閲覧用として議会事務局に資料等の設置をするものとします。

### （意見の提出）

第6条 市長は、施策の案の事前公表をしたときは、20日以上を期間を設けて、意見を受け付けなければならない。

2 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 電子申請

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名、電話番号その他の必要な事項を明示しなければならない。

### 【考え方】

- ①意見等の提出期間は「20日以上」とします。ただし、全て一律に20日とするものではなく、事案のボリューム等を勘案しながら、意見等の募集に十分な期間を判断し、設定するものとします。
- ②意見等の提出方法は、市民等がどの方法でも提出できるように配慮すべきものとします。
- ③意見等の提出は、文書又は電子的記録として残る方法に限ります。電話等を含む口頭による直接聴

取する方法は採用しません。

- ④意見等を提出する際に住所、氏名等を記載していただくのは、意見に責任を持っていただくための手続きです。記名等のない意見については応答する義務はないものとします。
- ⑤意見等を提出した方の氏名等を公表できるのは、あらかじめ明示している場合のみです（**現在のところ、その必要性は想定していません。**）ので、それ以外は、米沢市個人情報保護条例の規定により、公表してはならないものとします。

### （意見の取扱い）

第7条 市長は、提出された意見を参考とし、施策の決定を行うものとする。

- 2 市長は、施策の決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長の考え方を公表しなければならない。この場合において、公表の方法は、第5条の規定による方法に準じて行うものとする。

### 【考え方】

- ①パブリック・コメントの手続きは、第1条の目的を達成するためのものであり、案の賛否を問うものではありません。賛否の結論のみの意見等には応答する必要はありませんが、そうした意見がいくつあったかを数値で表現し公表するなどの工夫が必要です。
- ②意見等は「参考」であり、合理的な理由があれば取り入れる義務はありませんが、考え方を付して説明する責任があります。
- ③結果の公表については、計画等の公表等と同様の方法で公表しますが、その期間については、しばらくの間（必要と考えられる期間、数か月から1年程度）、市民等が閲覧できるように配慮するものとします。
- ④いただいた意見については、原則として、意見をそのまま掲載するものとしますが、次のいずれかに該当する場合は、当該部分について非公表とするか、表現を変更した上で公表するものとします。非公表とする場合は、数値のみの集計とします。

ア 個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合

イ 個人、法人、団体等の財産権等を侵害する恐れのある場合

ウ 個人、法人、団体等に対する誹謗中傷及び公序良俗に反することが明白な場合

エ 意見を募集する施策の案とは無関係な内容が含まれる場合

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【考え方】

- ①この要綱のほか、制度の運用に関して必要な事項は、市長が定め、統一のルールのもとに実施していきます。